

---

◇泉 美和子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、10番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 通告に基づき、一般質問いたします。

初めに、自転車用ヘルメットの購入助成について伺います。

道路交通法が改正され、今年4月から、自転車を利用する全ての人のヘルメット着用が努力義務となりました。警察庁の発表では、自転車事故で死亡した人の7割が頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメットを着用していなかった人の致死率は、着用していた人に比べ約2.2倍というデータもあります。ヘルメットの着用は、交通事故被害の軽減につながり、安全対策上も有効です。

しかし、まだまだ、ヘルメット着用が習慣化している状況ではありません。着用率は、努力義務となった4月以降、それまでの9%台から、13%から15%と上昇しているようです。とはいえ、啓発が必要です。

こうしたことから、全国ではヘルメット購入費用に助成する自治体が広がっています。自転車事故の被害軽減とヘルメット着用を促進するため、ぜひ当町でも助成を行うよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和5年4月1日、道路交通法が改正され、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。これに先立ち、秋田県自転車条例により自転車損害賠償責任保険等への加入が、令和4年4月1日より義務化されているところです。このように、自転車利用者の万一の交通事故による被害軽減と、他人に被害を及ぼした場合の賠償責任については、法令の整備がなされている状況です。

そこで、自転車用ヘルメットについてですが、ヘルメット自体は比較的安価な製品から準備されている状況で、例えばチャイルドシートのように高額な製品ではありませんので、基本的に個人で対応すべきものと認識しております。したがって、現時点では、購入に対する助成は考えておりません。

なお、児童生徒に限った話になりますが、近隣市で小学生や中学生に対して支給や補助の制度が

あることは承知しておりますが、美郷町では、近隣市で実施していない小学校、中学校入学時の入学祝金を支給しており、必要な用品等の購入に支援策を講じているところです。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） 高額でないからということでありましたけれども、全国の自治体の助成の状況を見てみますと、購入費用の2分の1で、上限2,000円から3,000円を補助しているところが多いようです。ヘルメットの値段はピンからキリまでありますので、一概には言えませんが、啓発の意味でも必要なのではないかと、そのきっかけになるようにという思いで質問をさせていただきました。努力義務なので、もちろんかぶらなくても罰則はありませんけれども、命を守るという点では、ぜひとも着用してほしいものだと思います。

それで、なかなかやっぱりまだまだ着用することが習慣化していないと思います。とりわけ高齢者の方々は、なかなかかぶっていないのではないかと。着用率も、高齢者も少しずつ上がってきているということではありましたけれども、命を守る、そしてこのヘルメットをかぶるきっかけを町が補助するという形で行ってはどうかという考えですけれども、この点についていかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

補助に対しては、先ほど答弁いたしましたとおり、考えておりません。啓発の意味で、習慣化していない状況を幾らかでも改善するべきというご指摘については、助成という形ではなくて、広報等を通じた周知、情報提供といった形で、習慣化に結びつくよう啓発に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） 学校給食費の無償化についてお伺いいたします。

国の地方創生臨時交付金を使い、期間限定で無償にすることなどを含め、小中学校の給食費を無償化する自治体が、本年度、全国的に広がっています。県内でも男鹿市が、物価高騰の影響を受ける家計の負担を減らすため、7月から無償化を実施しました。

物価高騰が家計を直撃している、子育て世帯の経済的負担が大きくなっている今こそ、町でもぜ

ひ無償化を実施すべきではないでしょうか。給食の無償化は、どんな家庭の子供にとっても安心で、申請主義の就学援助制度と違い、全員に届く普遍性があるものと思います。学校給食法第11条では、食材費の保護者負担は規定されていますが、公費補償を妨げるものではありません。だからこそ、厳しい経済情勢の下で、無償化する自治体が広がっているのではないのでしょうか。ぜひ当町においても、子育て世帯の経済的負担軽減や児童生徒の健全育成、子育て支援策として、学校給食費の無償化を実施すべきではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

昨年の6月議会の私の質問に、国に対し無償化を求めることについて、町長は考えていないとの答弁でしたが、政府が今年6月に閣議決定した「こども未来戦略方針」において、「学校給食費の無償化の実現に向けて」「課題の整理を丁寧に行い、具体的方針を検討する」としています。町としても国に対し、国の財政措置による学校給食費への無償化の実施を要望していくべきではないでしょうか、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校給食費についてですが、議員ご説明のとおり、学校給食法では、「学校給食の実施に必要な施設、設備並びに運営に要する経費以外の経費は、給食を受ける児童等の保護者の負担とする」とされており、これに従い、給食材料費は保護者が負担しているところです。

しかしながら、最近の物価高騰に伴って食材費も上昇しており、規定の1食当たりの食材費単価のままでは、学校給食の栄養バランスや質、量を維持することが困難であることから、町では令和4年10月より、保護者負担額を上げずに1食当たりの食材費を増額し、その分を町で補填しているところです。したがって、実質的に保護者負担の軽減を行っているところです。

内容といたしましては、現在のところ、各ご家庭が負担している給食費の約13%に相当する、小学生1食当たり36円、中学生1食当たり40円を食材高騰措置として補填することとし、10款教育費の中の給食材料費に計上しております。この対応は今年度も継続しており、年間1人当たりの補填額は、小学生で約7,200円、中学生で約7,800円になる見込みです。

また、経済的な理由で生活が困窮していると認められたご家庭の給食費は、就学援助費の中で対応しており、保護者からご負担をいただいております。

そのほか、子育て世帯や生活困窮世帯への支援策として、児童1人当たり5万円を支給する「子育て世帯生活支援特別給付金事業」や、非課税世帯には1世帯当たり3万円の給付、課税世帯には1世帯当たり1万2,000円の生活応援券を給付する「エネルギー・食料品等価格高騰支援事業」、ま

た、保護者の経済的負担軽減と児童生徒の健全な育成を願い、小学校、中学校に入学する新入生1人当たり3万円を支給する「入学祝金事業」などを実施しているところです。

このように、様々な面から子育て世帯の負担軽減につながる経済的支援を行っているところであり、現段階では、学校給食費の無料化について考えておりません。

また、政府は今年6月に、次元の異なる少子化対策を実現するための政策として、「こども未来戦略方針」を閣議決定しておりますが、その中で、「学校給食費の無償化の実現に向けて、全国ベースでの実態調査を速やかに行い、その結果を1年以内に公表し、その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する」としております。

このように、学校給食費の無償化に関しては、国において調査等について速やかに進めるという状況であることから、その検討を見守る観点で、国への要望等は現段階では考えておりません。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） これまでと同じ答弁でありましたので、町長の言っていることは、いろいろな子育て支援もしているということで、そのところは理解するものですが、学校給食については教育の一環である、今までもやり取りをしてきたところですが、義務教育は無償の原則にある、こういうことからやっぱり無償化を進めていくべきではないか。もちろん、国がやるのが一番必要なことだと私も思いますけれども、各自治体がいろいろ頑張っていて独自にやっている、そういうことが広がっていけば国を大きく動かす力になると思いますので、国に対して要望することはぜひやっていただく、国がこういうこと言っているわけですので、国が実施するための後押しになるように、ぜひ自治体のほうからも国に対して要請していただきたいと思います。その点を伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員の再質問の趣旨は、初回ご質問の趣旨と同様でありますので、再答弁としては、先ほど申し上げましたとおり、国において調査等を速やかに進めている状況でありますので、その検討を見守る観点で、国への要望等は現段階で考えておりませんという答弁となります。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、10番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

